

なごや子ども条例の
基本的な考え方について
－提言－

名古屋市子ども条例（仮称）検討会

平成１９年１１月

目 次

	頁
はじめに	1
条例に盛り込むべき内容	
1 条例制定の趣旨（前文）	2
2 条例の目的	3
3 定義	3
4 子どもにとって大切な権利	4
（1）安心して安全に生きる権利	
（2）一人ひとりが尊重される権利	
（3）豊かに育つ権利	
（4）主体的に参加する権利	
5 子どもの権利を保障する責務	6
（1）共通の責務	
（2）市の責務	
（3）保護者の責務	
（4）地域住民等の責務	
（5）学校等関係者の責務	
（6）事業者の責務	
6 子どもに関する基本的な市の取組	8
（1）子どもの権利の普及等	
（2）虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済	
（3）子どもへの支援	
（4）子どもの参画活動の促進	
（5）子育て家庭への支援	
（6）他の施策との連携	
7 推進体制の整備	9
（1）子ども総合計画の策定と公表、評価	
（2）推進協議会の設置	
（3）拠点施設の設置	
8 条例の名称について	9
〈参考資料〉	
1 名古屋市子ども条例（仮称）検討会の検討経過	10
2 各種会議などでお聴きしました	10
3 市民の皆様にお聴きしました	11
（1）行事	
（2）アンケート	
4 名古屋市子ども条例（仮称）検討会委員名簿	13
5 名古屋市子ども条例（仮称）検討会設置要綱	14
6 「名古屋市子ども条例（仮称）の基本的な考え方 検討骨子」 に対する市民意見募集結果	16
7 子ども・子育て家庭への意識調査結果（概要）	17